

第 54 号議案

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する
条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和2年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第2条関係）

		区 分	令和元年度	令和2年度	増減
程を含む。） 育学校の前期課	小学校（義務教	校長および教員	4,865人	4,838人	△27人
		養護教員	237人	236人	△1人
		栄養教諭および学校栄養職員	57人	56人	△1人
		事務職員	263人	262人	△1人
		計	5,422人	5,392人	△30人
程を含む。） 育学校の後期課	中学校（義務教	校長および教員	2,726人	2,741人	15人
		養護教員	105人	106人	1人
		栄養教諭および学校栄養職員	15人	15人	0人
		事務職員	123人	122人	△1人
		計	2,969人	2,984人	15人
計		校長および教員	7,591人	7,579人	△12人
		養護教員	342人	342人	0人
		栄養教諭および学校栄養職員	72人	71人	△1人
		事務職員	386人	384人	△2人
		合計	8,391人	8,376人	△15人

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,865人」を「4,838人」に、「2,726人」を「2,741人」に改め、同表養護教員の項中「237人」を「236人」に、「105人」を「106人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「57人」を「56人」に改め、同表事務職員の項中「263人」を「262人」に、「123人」を「122人」に改め、同表計の項中「5,422人」を「5,392人」に、「2,969人」を「2,984人」に改め、同表合計の項中「8,391人」を「8,376人」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校長および教員	4,865人	2,726人	校長および教員	4,838人	2,741人
養護教員	237人	105人	養護教員	236人	106人
栄養教諭および学校栄養職員	57人	15人	栄養教諭および学校栄養職員	56人	15人
事務職員	263人	123人	事務職員	262人	122人
計	5,422人	2,969人	計	5,392人	2,984人
合計	8,391人		合計	8,376人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		